【事前協議の際の留意点】

■事前協議手続きの目的

誰もが使いやすく整備する必要がある施設として法律・条例に規定するものは次の2種類あります。

・基準適合義務対象の施設（バリアフリー法第14条・条例第11・12条）

・事前協議対象の施設（条例第40条）

基準適合義務を課してはいないものの、バリアフリー化の必要性の高い施設（下表参照）については、事前協議書を府または市町村の窓口へ提出していただく必要があります。

施設を設置する際は、できる限り基準に適合するよう努めていただき、誰もが安心してでかけられるまちづくりを実現することができるよう、ご協力をお願いいたします。

（事前協議対象施設一覧）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 対　象　規　模 | 協議先 |
| 建築物 | 集会場（床面積が200㎡以上の集会室があるものを除く。） | すべて | 市町村 |
| 火葬場 |
| コンビニエンスストア | 床面積の合計100㎡以上200㎡未満 |
| 事務所 | 床面積の合計500㎡以上 |
| ダンスホール | 床面積の合計1,000㎡以上 |
| 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 床面積の合計50㎡以上200㎡未満 |
| 工場（自動車修理工場を除く） | 床面積の合計3,000㎡以上 |
| 神社、寺院、協会その他これらに類するもの | 床面積の合計300㎡以上 |
| 建築物以外 | 消防法第八条の二第一項に規定する地下街 | すべて | 大阪府 |
| 道路法第二条第一項に規定する道路（※） |
| 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為により設置される公園 |
| 遊園地、動物園又は植物園 |
| 港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地 |
| 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの |

※歩道を設ける場合のみ。また、一部市町村では事前協議が不要です。

（政令市　大阪市・堺市、豊能地域　能勢町・豊能町・豊中市、三島地域　高槻市・吹田市・摂津市、北河内地域　枚方市・寝屋川市・守口市・門真市、中河内地域　東大阪市・八尾市・柏原市、南河内地域　松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市、泉北地域　和泉市・高石市、泉南地域　貝塚市・熊取町・泉佐野市・田尻町・泉南市・阪南市・岬町）

■基準への適合について

誰もが使いやすい施設とするための基準の確認は、項目表によりチェックし、事前協議書として窓口へ提出してください。

■提出方法

①様式 … 「都市施設設置工事事前協議書（様式第４号）」・「都市施設事前協議項目表（様式第５号）」

②添付書類 … 提出される窓口にご確認ください。（例：大阪府窓口では、位置図・平面図など計画のわかる書面や

委任状など）

③提出先 … 用途の区分に応じて上記窓口へ提出（各々の連絡先等は別紙参照）

■用途別の留意事項

建築物に関しては用途の区分に応じて、必要な整備をしてください。（必要項目は「項目表」・「事前協議用　適用表」を参照）

●不特定かつ多数の者が利用する施設（集会場・火葬場・コンビニエンスストア・サービス業を営む店舗など）

整備の対象範囲　　店舗売り場部分など、利用客が利用する部分

●特定された多数の者が利用する施設（事務所・工場など）

整備の対象範囲　　主たる利用者が利用する部分（会議室や見学ルートなど、従業員以外が利用する部分も含む）

■建築物における対象面積の算定方法

●用途が複合した建築物の場合

対象面積の判断　　用途ごとに対象面積を算定する。

（例：コンビニエンスストアとサービス業を営む店舗がある建築物は、各用途の面積で判断する。

　　　なお、分離できない共用部分はそれぞれの用途の面積の按分とする。）

コンビニエンスストア

コンビニエンスストア

120㎡

サービス業を営む店舗

30㎡

共用部分50㎡

150㎡＋50㎡\*(120㎡/150㎡)＝190㎡

⇒対象

サービス業を営む店舗

30㎡＋50㎡\*(30㎡/150㎡)＝40㎡

⇒対象外

●一敷地内に複数棟ある場合

対象面積の判断　　敷地単位でとらえ、合計で対象面積を算定する。

（例：コンビニエンスストアとごみ置き場がある場合は、一敷地なら合計する。）

対象面積は95㎡＋10㎡＝105㎡

敷　地

コンビニエンスストア

95㎡

ごみ置き場

10㎡

⇒100㎡以上であり、事前協議対象となる。

●増築・用途変更等の場合

対象面積の判断　　当該増築・用途変更部分の面積で判断する。

（例：もともと5,000㎡の工場に1,000㎡増築する場合は、今回の増築部1,000㎡で判断し、対象外となる。）

増築部分は1,000㎡

工場（既存部分）

5,000㎡

工場（増築部分）

1,000㎡

⇒工場の対象規模に満たないため、

事前協議対象外

既存部分への遡及　　基本的には増築等を行う部分が対象だが、一部既存へ遡及適用される部分がある。

・道等～増築部分にいたる経路と全体の案内設備

・便所（申請敷地内に便所がある場合に限る）

・駐車場（申請敷地内に駐車場がある場合に限る）

・利用居室～車いす使用者用便所および車いす使用者用便所の経路